

## 個人情報の取扱いに関する特記仕様書

### (個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 受託業者(以下「受注者」という。)は、飯塚市(以下「発注者」という。)の定める「飯塚市個人情報保護条例」、「飯塚市情報セキュリティ基本方針」、「飯塚市情報セキュリティ対策基準」、「飯塚市情報セキュリティ実施手順」、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)を遵守しなければならない。

### (責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (管理責任者等の届出)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る管理責任者及び業務従事者(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報を取扱う業務を含む。以下同じ。)を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに係る管理責任者及び業務従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。

3 受注者は、管理責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、業務従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 管理責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

6 業務従事者は、管理責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

### (業務場所の特定)

第4条 業務場所は、発注者の庁舎内に特定する。受注者は、管理責任者及び業務従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

### (教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における業務従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教

育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

#### (守秘義務)

第6条 受注者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受注者は、本委託業務に関わる管理責任者及び業務従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

#### (再委託の禁止)

第7条 受注者は、本委託業務を第三者へ委託してはならない。

#### (正社員以外の労働者利用時の措置)

第8条 受注者は、本委託業務を正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (個人情報の管理)

第9条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 発注者が指定した保管庫等で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (4) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故(以下「個人情報の漏洩等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (5) 業務場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う業務を行わせないこと。
- (6) 個人情報を利用する業務を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

#### (提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、発注者に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第 11 条 受注者は、本委託業務の契約期間満了又は契約解除時に、本委託業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者と協議のうえ個人情報を廃棄する場合は、焼却・溶解または細かく裁断等の復元不可能な状態にして処分しなければならない。

(事故等の対応及び報告)

第 12 条 受注者は、本委託業務に係る個人情報の漏洩等の事故防止に関する必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、本委託業務に係る個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に報告し、協議しなければならない。契約期間満了又は契約解除後も同様とする。

3 発注者は、本委託業務に係る個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(監査及び検査)

第 13 条 発注者は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要であれば協議することができる。

(契約解除)

第 14 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による委託契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 15 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。